(ロ)　①に掲げる金額が②に掲げる金額の一〇〇分の四〇相当額を超えること。
①　その法人がその事業年度において取得等をした国内資産でその事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額
②　その法人がその有する減価償却資産につきその事業年度においてその償却費として損金経理をした金額の合計額
ニ　ロの措置の適用がある場合には、その特別税額控除額は、地方法人税の課税標準となる法人税額から控除しない。

(八)　法人税額等から控除される特別控除額の特例における特定税額控除規定を不適用とする措置について、法人の資本金の額又は出資金の額が一〇億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が一、〇〇〇人以上である場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合における要件の上乗せ措置を次のとおり見直した上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の六及び第四二条の一三関係）
(1)　要件の上乗せ措置の対象に、事業年度終了の時においてその事業者の常時使用する従業員の数が二、〇〇〇人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合を加える。
(2)　国内設備投資額に係る要件について、イに掲げる金額がロに掲げる金額の一〇〇分の四〇（改正前一〇〇分の三〇）相当額を超えることとする。
イ　その事業者がその事業年度において取得等をした国内資産でその事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額
ロ　その事業者がその有する減価償却資産につきその事業年度においてその償却費として損金経理をした金額の合計額

(九)　環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度について、本制度の適用に関する政令委任規定を設けた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一一条の四及び第四四条の四関係）

(一〇)　青色申告書を提出する事業者で農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律に規定する認定生産方式革新事業者であるものが、同法の施行の日から令和九年三月三一日までの間に、その認定生産方式革新事業者として行う生産方式革新事業活動等の用に供するための次に掲げる機械その他の減価償却資産（以下「生産方式革新事業活動用資産等」という。）の取得等をして、その事業者のその生産方式革新事業活動等の用に供した場合には、次に掲げる生産方式革新事業活動用資産等の区分に応じそれぞれ次に定める金額の特別償却ができることとした。（租税特別措置法第一一条の五及び第四四条の五関係）
(1)　認定生産方式革新実施計画に記載された設備等を構成する機械装置、器具備品、建物等及び構築物のうち、農作業の効率化等を通じた農業の生産性の向上に著しく資する一定のものの取得価額の一〇〇分の三二（建物等及び構築物については、一〇〇分の一六）相当額
(2)　認定生産方式革新実施計画に記載された設備等を構成する機械装置のうち、その認定生産方式革新実施計画に係る農業者等が行う生産方式革新事業活動の促進に特に資する一定のもの　その取得価額の一〇〇分の二五相当額

(一一)　特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一二条及び第四五条関係）
(1)　過疎地域等に係る措置の適用期限を三年延長する。
(2)　奄美群島に係る措置を除外する。

(一二)　事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度は、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。（旧租税特別措置法第一三条及び第四六条関係）

(一三)　輸出事業用資産の割増償却制度について、対象資産から開発研究の用に供されるものを除外した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一三条及び第四六条関係）

(一四)　倉庫用建物等の割増償却制度について、流通業務の省力化に特に資する一定の要件を満たす特定流通業務施設であることにつき証明がされた事業年度のみ本制度の適用ができることとした上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一五条及び第四八条関係）

(一五)　特別償却等に関する複数の規定の不適用措置について、事業者の有する減価償却資産につきその事業年度前の各事業年度において特別償却又は特別税額控除の規定のうちいずれか一の規定の適用を受けた場合には、その減価償却資産については、そのいずれか一の規定以外の特別償却又は特別税額控除の規定は、適用しないこととした。（租税特別措置法第一九条及び第五三条関係）

(一六)　中小企業事業再編投資損失準備金制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第五六条関係）
(1)　株式等の取得の日を含む事業年度終了の日においてその事業承継等に係る特定保険契約を締結している場合には、その株式等について中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額は、損金の額に算入できないこととする。
(2)　準備金の取崩事由に特定保険契約を締結した場合（その特定保険契約に係る事業承継等として特定法人の株式等の取得をしていた場合に限る。）を加え、その取崩金額はその締結した日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額とする。
(3)　青色申告書を提出する法人で新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和九年三月三一日までの間に産業競争力強化法の認定を受けた認定特別事業再編事業者であるものが、その認定に係る特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置として他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その取得をした株式等（以下「特定株式等」という。）の取得価額が一〇〇億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合及び同日においてその措置に係る特定保険契約を締結している場合を除く。）において、その特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、その特定株式等の取得価額に次の特定株式等の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金の額に算入できる。
イ　その認定に係る特別事業再編計画に従って行う最初の特別事業再編のための措置としての取得をした株式等　一〇〇分の九〇
ロ　イに掲げるもの以外の株式等　一〇〇分の一〇〇
なお、この準備金については、特定株式等の譲渡その他の取崩事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して益金の額に算入するほか、その積み立てられた事業年度終了の日の翌日から一〇年を経過したものがある場合には、その経過した準備金の金額にその事業年度の月数を乗じてこれを六〇で除して計算した金額を益金の額に算入する。

(一七)　青色申告書を提出する法人が、令和七年四月一日から令和一四年三月三一日までの間に開始する各事業年度（以下「対象事業年度」という。）において、特許権譲渡等取引を行った場合には、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の一〇〇分の三〇相当額の所得控除ができることとした。（租税特別措置法第五九条の三関係）
(1)　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ　その法人がその対象事業年度において行った特許権譲渡等取引に係る特定特許権等のいずれについてもその特定特許権等に直接関連する研究開発に係る研究開発費の額として一定の金額がその法人の令和七年四月一日前に開始した事業年度において生じていない場合